

「長谷川カレッジ介護福祉士実務者研修」 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 「長谷川カレッジ介護福祉士実務者研修」(以下「本施設」という。)は、 次の事業者
(以下「当社」という。)が実施する。

株式会社ケアサービス長谷川

香川県高松市築地町 8-17

(設置目的)

第2条 本施設は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、本施設が実施する介護福祉士実務者研修(以下「本研修」と言う。)を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

(課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下「研修」という。)を実施する。

介護福祉士実務者研修

2 ①通信課程とし、一部面接授業を含むものとする。

②通学課程とする。

3 受講期間は原則として開講日から修了日までを6ヶ月間とする。

(研修事業の名称)

第4条 本施設の名称は次のとおりとする。

長谷川カレッジ介護福祉士実務者研修

(研修会場)

第5条 講義及び演習会場は次のとおりとする。

香川県高松市屋島西町 1466-1 長谷川カレッジ

(休業日)

第6条 次に挙げる日には授業は行わない。

(1) 年末年始 12月30日～1月3日

(2) 夏期休業 8月13日～8月15日

(3) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当社が認める日

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

(1) 介護福祉士の資格取得に向けて意欲のある者。

(2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。

(3) 通学課程に関しては求職者支援訓練受講生。求職者支援訓練受講生は特定求職者その他、公共職業安定所長が認定職業訓練を受講することが適当であると認めた求職者の方。

(対象地域)

第8条

①通信課程

受講講座の対象は、全国とする。

②通学課程

受講講座の対象は、香川県とする。

(入学時期)

第9条 入学の時期

①通信課程開講日(5月1日・7月1日)

②通学課程開講日(3月1日・6月1日・9月1日・12月1日)

(定員)

第10条 受講定員は1講座あたり通信課程は48名、通学課程は15名とし、学級数は1とする。

(受講料)

第11条 受講料は次のとおりとする。

①通信課程

受講予定者の保有資格	受講料
無資格	¥149,000
ホームヘルパー3級資格	¥149,000
ホームヘルパー2級資格	¥139,000
介護職員初任者研修資格	¥129,000
ホームヘルパー1級資格	¥89,000
介護職員基礎研修資格	¥59,000

(テキスト代込、税込)

長谷川カレッジ独自の割引を行うことがある。

②通学課程

受講料不要。教科書代14,040円(消費税含)。また補講の必要な受講生は、別途費用発生。一旦納付された教科書代はいかなる理由があっても返金しない。

(受講申込)

第12条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

①通信課程

(1) 当社指定の申込書に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出

する。

- (2) 定員になり次第締め切り、受講仮決定通知にて本人に通知する。
- (3) 受講仮決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当社は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

②通学課程

住所地を管轄するハローワークにて申込み後、受講申込書を長谷川カレッジに持参もしくは郵送。

(受講申込締切)

第 13 条

①通信課程

申込締切日は開講月の前月 15 日とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当社の判断により受け付けることができることとする。

②通学課程

住所地を管轄するハローワークが指定した日とする。

(受講の決定)

第 14 条

①通信課程

受講予定者が受講仮決定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

②通学課程

面接及び筆記試験にて決定する。

(受講の手続)

第 15 条

①通信課程

- (1) 受講料は受講仮決定通知が届いてから原則 10 日以内に納入しなければならない。10 日以内に納入が確認できない場合は、当社は受講辞退として取扱う事ができる。
- (2) 分割納入を希望する受講予定者は、あらかじめその旨を当社に申し出、個別に相談し分割納入することができる。分割回数、納入期日と金額は当社の指定に従うこととする。また、『受講料納入に関する確認書』を 1 部作成し、初回納入日までに受講生は記入、押印する。原本は当社が保管し、受講生には控えとしてコピーを渡す。
- (3) 連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当社は受講を取り消すことができる。

②通学課程

合格通知を受け取った後、住所地を管轄するハローワークにて手続きをする。

(受講料の返還)

第 16 条 納入された受講料は原則として返還しない。

(受講生の本人確認)

第 17 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

スクーリング初日に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認する。

(研修カリキュラム)

第 18 条 研修を修了するために履行しなければならないカリキュラムは別紙(学則別表 1) のとおりとする。

2 科目の免除は学則別表 1 の履修科目一覧表のとおりとする。

(教職員組織)

第 19 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

施設長、主任教員、専任教員、介護過程Ⅲを担当する教員、医療的ケアを担当する教員、事務職員、その他必要な教職員。

(使用教材)

第 20 条 使用する教材は次のとおりとする。

介護福祉士養成実務者研修テキスト(長寿社会開発センター)

(通信学習の実施方法)

第 21 条 通信学習の実施方法は次のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに決められた課題を提出する。

(2) 評価方法

各レポート評価は 60 点以上を合格とする。60 点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、質問用紙にて受付し、担当講師等が回答する。

(面接授業の実施方法)

第 22 条 面接授業の実施方法は次のとおりとする。

(1) 面接授業は指定された日に当社研修会場にて行う。事務局が出席を確認し、毎回出席簿に押印する。

(2) 面接授業を安全に行なうにあたり、感染症に感染している者、又はその疑いがあるものは受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

(在籍期限)

第 23 条 在籍期限は 2 年を越えることはできない。

(休学及び復学)

第 24 条

①通信課程

- (1) 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出しなければならない。
- (2) 休学の期間は最長 1 年までとし、これを越える場合は退学しなければならない。
- (3) 休学者の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを当社が確認した時に復学する事ができる。ただし、定員を超える場合は復学は出来ない。

②通学課程

休学は出来ないものとする。

(賞罰)

第 25 条 受講中に問題行為のあった者は、施設長が罰することがある。

(懲戒処分)

第 26 条 次の事由に該当する場合は、施設長が退学とする事ができる。

- (1) 受講に当たって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
 - (2) 受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがないと認められる者
 - (3) 学習態度が悪く、再三の指導にもかかわらずカリキュラムの進行を妨げる者
 - (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
 - (5) 在籍期間を超過した者
 - (6) 受講期間中に法律に触れるような犯罪を犯した者
 - (7) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者
- 2 前項の事由により当社が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとし、退学届を提出するものとする。尚、受講料の未納者は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(欠席の取り扱い)

第 27 条

通信課程

遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて当該科目の補講を受けることができる。ただし、第 23 条に定める在籍期間を超過しないこととする。当社はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

通学課程

遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

面接授業の一部を欠席した者で各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない場合、やむを得ない事情があると認められる者については、当社があらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

(補講について)

第 28 条

①通信課程

やむを得ない事情で面接授業の一部又は全部を欠席した場合は、次回以降の講座にて補講(振り替え受講)を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講料は徴収しない。実務者研修の講義が今後開催されず、次回開催される実務者研修の講義等に出席できない時は個別に補講を実施する。ただし、補講料は 1 時間 2,000 円(税別)とする。ただし、第 23 条に定める在籍期間を超過しないこととする。介護過程Ⅲ及び医療的ケアの実技評価基準に達しない者は補講受講が必要となり、この場合は補講料一回につき 10,000 円(税別)を徴収する。

②通学課程

やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席し、各科目の出席時間数が 3 分の 2 に満たない場合は、個別に設定した補講を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。ただし個別に設定した補講を受ける場合は、補講料 1 時間 2,000 円(税別)とする。

介護過程Ⅲ及び医療的ケアの実技評価基準に達しない者は補講受講が必要となり、この場合は補講料一回につき 10,000 円(税別)を徴収する。

(修了認定方法)

第 29 条

①通信課程

受講料等未納がなく、次の要件を全て満たした者を研修修了者と認定する。

(1) 通信課程において賦課した課題すべてを提出し、認定基準を満たした者であること。
但し、認定基準は 60 点以上とする。

(2) 面接授業の全てに出席し、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの実技評価を受け、認定基準を満たした者であること。

介護過程Ⅲ 下記の 3 段階で評価を行い、B 以上を合格とする。

- A 内容・態度・動作が適切である
- B 内容・態度・動作が概ね適切である
- C 内容・態度・動作が不適切である

医療的ケア演習 下記の 3 段階で評価を行い、最終的に A の者を合格とする。

- ア 評価項目について手順どおりに実施できている。
- イ 評価項目にていて手順を抜かしたり、間違えたりした。
- ウ 評価項目を抜かした(手順どおりに実施できなかった)。

(3) 受講態度に問題の無い者であること。

②通学課程

受講料等未納がなく、次の要件を全て満たした者を研修修了者と認定する。

- (1) 指定規則別表第 5 に基づき編成された各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない者については、当該科目の履修認定をしないこと。
- (2) 介護過程Ⅲ及び医療的ケアについては、実技評価を受け認定基準を満たした者であること。
介護過程Ⅲ 下記の 3 段階で評価を行い、B 以上を合格とする。
 - A 内容・態度・動作が適切である
 - B 内容・態度・動作が概ね適切である
 - C 内容・態度・動作が不適切である医療的ケア演習 下記の 3 段階で評価を行い、最終的にアの者を合格とする。
 - ア 評価項目について手順どおりに実施できている。
 - イ 評価項目にていて手順を抜かしたり、間違えたりした。
 - ウ 評価項目を抜かした（手順どおりに実施できなかった）。
- (3) 介護過程Ⅲ及び医療的ケア以外の科目については、筆記試験及び実技の評価を実施する。習得状況・理解を下記により採点し、C 以上を合格とする。
 - A 90 点以上、B 70～89 点、C 60～69 点、D 60 点未満
- (4) 受講態度に問題の無い者であること。

(修了証明書等の交付)

第 30 条 第 29 条により修了を認定された者には、修了証明書を交付する。

(修了証明書等の再交付)

第 31 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし、手数料として一枚につき 1,500 円(税別)を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当社に来社するものとする。

(個人情報の保護)

第 32 条 当社が知り得た受講予定者及び受講生に関する個人情報は、当社の定める個人情報保護規定に基づき適切に取扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 33 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じる事とする。

第 34 条 この学則に必要な細則並びに、この細則に定めのない事項で必要があると認められる

ときは、施設長が別にそれを定める。

第 35 条 この学則は、平成 30 年 3 月 25 日より施行する。

学則別表 1 履修科目一覧表

テキスト (長寿社会開発センター)	科目	履修時間	資格別履修科目						履修方法	
			無資格者	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員基礎 研修		その他 全国研修
					1級	2級	3級			
1 巻	人間の尊厳と自立	5	○	免除	免除	免除	免除	免除	(通信課程) テキストを精読し、 各自の理解度を深めた上で、本施設が 提示する課題に回答させ、通信指導及 び添削指導により 履修する。 (通学課程) 面接授業にて履修 する。	
	社会の理解Ⅰ	5	○	免除	免除	免除	免除	免除		
	社会の理解Ⅱ	30	○	○	免除	○	○	免除		
2 巻	介護の基本Ⅰ	10	○	免除	免除	免除	○	免除		
	介護の基本Ⅱ	20	○	○	免除	免除	○	免除		
3 巻	コミュニケーション技術	20	○	○	免除	○	○	免除		
4 巻	生活支援技術Ⅰ	20	○	免除	免除	免除	免除	免除		
	生活支援技術Ⅱ	30	○	免除	免除	免除	○	免除		
5 巻	介護過程Ⅰ	20	○	免除	免除	免除	○	免除		
	介護過程Ⅱ	25	○	○	免除	○	○	免除		
5 巻	介護過程Ⅲ (面接授業)	45	○	○	○	○	○	免除	面接授業にて履修する。	
6 巻	発達と老化の理解Ⅰ	10	○	○	免除	○	○	免除	(通信課程) テキストを精読し、 各自の理解度を深めた上で、本施設が 提示する課題に回答させ、通信指導及 び添削指導により 履修する。 (通学課程) 面接授業にて履修 する。	
	発達と老化の理解Ⅱ	20	○	○	免除	○	○	免除		
6 巻	認知症の理解Ⅰ	10	○	免除	免除	○	○	免除		認知症 介護実 践者研 修
	認知症の理解Ⅱ	20	○	○	免除	○	○	免除		
7 巻	障害の理解Ⅰ	10	○	免除	免除	○	○	免除		面接授業にて履修する。
	障害の理解Ⅱ	20	○	○	免除	○	○	免除		
8 巻	こころとからだのしくみⅠ	20	○	免除	免除	免除	○	免除		(通学課程) 面接授業にて履修する。
	こころとからだのしくみⅡ	60	○	○	免除	○	○	免除		
9 巻	医療的ケア	50	○	○	○	○	○	○		喀痰吸 引等研 修
	医療的ケア演習 (面接授業)	12	○	○	○	○	○	○		
合 計		462	462	332	107	332	432	62		